

岩見沢市農村体験公園条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

農村体験公園の利用者が負担する使用料については、消費税相当額の改定に伴う額改定を除き、開設当初より変更を行っていませんでしたが、昨今の電気料金や燃料費を始めとする各種物価及び人件費など労務費の高騰により、指定管理者が行う同施設の運営に影響が生じていたため、令和7年市議会第4回定例会において岩見沢市農村体験公園条例の改正を行った。

今後の条例で規定する使用料の改定に柔軟に対応しつつ、将来に向けた運営の円滑な遂行を目的に施行規則内の関係する様式に記載された金額を削るものである。

第2 改正の内容

様式で規定する使用料の金額を削る。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市規則第 1 1 号

岩見沢市農村体験公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 9 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市農村体験公園条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市農村体験公園条例施行規則（平成 1 8 年規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「2 0 0」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。